

第11章 林 野 庁

第1節 林業生産基盤の整備

1 造 林

(1) 造林関係事業

ア 予算の概要等

昭和62年7月森林資源に関する基本計画が改定（閣議決定）され、従来の拡大造林に重点を置いた造林施策を見直し、単層林の適正な整備に加え、複層林や育成天然林の積極的な整備を推進する方向が打ち出された。造林補助事業においても、この基本計画の改定に即した抜本的な再編・整備を既に行い、62年度から新たな制度のもとで事業に着手しているところである。

9年度には、「造林事業」・「林道事業」を森林整備の目的に応じて、森林の公益的な機能の発揮や安定的な林業経営のための基盤となる森林資源や路網の整備を実施する「森林保全整備事業」と保健・文化・教育的な森林の利用や生活環境の整備等を実施する「森林環境整備事業」に再編するとともに、それぞれの事業において森林資源の整備と路網の整備を一体的に行う事業を創設したところである。10年度の国庫補助予算は表1に示すとおりであり、総額679億9000万円となっている。

イ 一般造林事業

(ア) 育成単層林整備

a 人工造林

人工造林とは森林の造成を目的として、苗木の植栽又は種子の播付け及びこれらに伴う作業を行うもので、10年度補助実績は3,092haとなっている。

b 保育

保育とは林木の健全な成長の促進を目的として、下刈、雪起こし、倒木起こし、除・間伐等を行うもので、10年度補助実績は18,996haとなっている。

(イ) 育成複層林整備

育成複層林の造成を目的として受光伐、樹下植栽等、保育、育成複層林作業路の開設などを行うもので、10年度補助実績は5,131haとなっている。

(ウ) 不発弾等事前探査

沖縄県の本島中南部地域を主体として、不発弾等の有無を確認するための磁気探査等を行う事業で、10年度補助実績は18haとなっている。

ウ 流域森林総合整備事業

この事業は、民有林の構造的特質である所有の零細性及び分散性を克服するため、計画的、組織的な実施方法に基づき、流域を基本単位として森林資源の一層の質的高度化を図る総合的な森林整備を行うことによって、林業生産基盤の整備、林業従事者の雇用の安定及び森林の有する公益的機能の高度発揮に資する事業である。

(ア) 育成単層林整備

a 人工造林

作業内容は一般造林事業と同じである。（以下のb、(イ)、についても同様。）10年度補助実績は16,505haとなっている。

b 保育

10年度補助実績は272,866haとなっている。

(イ) 育成複層林整備

10年度補助実績は27,631haとなっている。

エ 特定保安林整備緊急造林事業

この事業は、保安林整備臨時措置法第8条の規定により指定された特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確保するため、特定保安林緊急整備計画に基づき当該特定保安林の早急な整備を行う事業である。10年度補助実績は改良184ha、保育1,697haとなっている。

オ 公的分収林整備推進事業

この事業は、公益的機能の維持増進を図るために適切な森林整備を求められている森林について、分収方式による適切な森林整備を推進する事業である。10年度補助実績は48,026haとなっている。

カ 広葉樹林整備特別対策事業

この事業は、針葉樹人工林が多い地域または広葉樹天然林の改良が必要な地域において、広葉樹資源の充実を図り公益的機能の高度発揮を図るため多様な森林資源を持つ広葉樹林の造林・整備を行う事業である。10年度補助実績は6,294haとなっている。

キ 野生鳥獣共存の森整備事業

この事業は、森林に被害を与える野生鳥獣の生息地域において、森林の機能発揮と野生鳥獣の共存をめざした多様な森林を整備するため、広葉樹林等の造成や林床環境の改善、森林の機能保全のための施設整備等を行う事業である。10年度は9地域で実施された。

ク 特殊林地改良事業

この事業は、林木の成長が不良な土地の土壌条件等を改良することにより、森林の生産力を回復させることを目的として、土壌改良木を含む苗木の植栽、種子の播付け、施肥、特殊地ごしらえその他これらに準ずる作業を行う事業である。10年度補助実績は45haとなっている。

表1 10年度民有林造林関係事業予算

(単位：ha, 地域, 百万円)		
	事業量	国費
一 般 造 林 事 業	9,572	1,846
育 成 単 層 林 整 備	8,194	1,696
育 成 複 層 林 整 備	1,366	135
不 発 弾 等 事 前 探 査	12	15
地 域 森 林 整 備 事 業		46,786
流 域 森 林 総 合 整 備 事 業	246,576	37,249
育 成 単 層 林 整 備	204,568	28,034
育 成 複 層 林 整 備	42,008	7,144
高 密 度 作 業 路 整 備	19地域	1,301
防 災 対 策 森 林 整 備	10地域	56
環 境 林 整 備	10地域	113
修 景 林 整 備	70地域	392
集 落 周 辺 森 林 整 備	15地域	186
広 域 水 源 地 域 森 林 整 備	40地域	23
特定保安林整備緊急造林事業	992	221
公 的 分 収 林 整 備 推 進 事 業	34,661	6,484
広 葉 樹 林 整 備 特 別 対 策 事 業	10,205	2,463
野生鳥獣共存の森整備事業	9地域	369
特 定 森 林 改 良 事 業		3,918
特 殊 林 地 改 良 事 業	331	449
保 全 松 林 緊 急 保 護 整 備 事 業	177,157	3,469
特 定 森 林 機 能 高 度 化 事 業		11,332
水 土 保 全 森 林 緊 急 間 伐 実 施 事 業	52,460	10,942
森 林 資 源 高 度 化 モ デ ル 事 業	13地域	390
森 林 保 全 整 備 事 業 調 査 費		69
合 計		63,951
環 境 保 全 森 林 整 備 事 業		4,027
森 林 空 間 総 合 整 備 事 業	87地域	3,075
居 住 地 森 林 環 境 整 備 事 業	32地域	952
森 林 環 境 整 備 事 業 調 査 費		12
合 計		4,039
総 計		67,990

(注) 指導監督事務費は各事業に含む。

ケ 保全松林緊急保護整備事業

この事業は、公益的機能が高い健全な松林の整備又は樹種転換を行う事業である。10年度補助実績は55,782haとなっている。

コ 水土保全森林緊急間伐実施事業

この事業は、公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林が一定規模以上集団的に存在する市町村において、市町村の主導の下に、非公共事業による林業機械作業システムの整備と併せて、間伐の実施及び林道の整備を集中的に行う事業であり、10年度に創設された。10年度補助実績は68,776haとなっている。

サ 森林資源高度化モデル事業

この事業は、資源の高度化に向けた森林施業をモデル的に推進するため、多様な森林整備と路網整備を一体的に行う事業である。10年度は13地域で実施された。

シ 森林空間総合整備事業

この事業は、森林に対する国民の要請が多様化・高度化していることを踏まえ、体験・学習のための基盤としての森林の整備等のタイプ分けにより、森林の特性や地域の要請に対応した多様な森林等の整備を効率的に推進する事業である。10年度は87地域で実施された。

ス 居住地森林環境整備事業

この事業は、良好な生活環境を確保するため、都市等における居住地周辺の森林において、防災、景観、森林とのふれあい等に配慮して、路側樹林帯の整備等居住地環境としての森林の整備等を実施する事業である。10年度は32地域で実施された。

(2) 森林災害復旧事業

激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律及び政令に基づき激甚災害として指定され、農林水産大臣が告示する市町村内の被害森林（人工林）に対して、二次災害の防止、森林のもつ公益的機能の早期かつ的確な復旧を図る観点から、被害木等の伐倒・搬出、被害木等の伐採跡地における造林、倒伏した造林木の引き起こし及び作業路の開設を行うものである。10年度は3府県で実施された。

(3) 林木育種事業

林木育種事業は、森林の遺伝的素質を改善し、もって林業の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、林木の成長量の増大、材質の改良、各種被害に対する抵抗性の向上その他の林木が有する諸特性の向上を図ることを目的として推進している。

林木育種事業推進の中核組織である林木育種センターは、平成10年度、6億9,735万円の経費をもって、育種素材の育成管理、原種等の増殖配布、検定林等の調査管理、花粉の少ないスギ品種育成プロジェクト、林木におけるDNA技術実用化プロジェクト、優良形質木育種推進プロジェクト等の諸技術の開発、地域病虫

害抵抗性育種事業、農林水産省ジーンバンク事業及び海外林木育種技術協力推進事業等を実施した。

平成10年度の委託費は、1,311万7千円であり、雄花着花性に関する調査を実施した。

平成10年度の都道府県に対する補助金額7,631万3千円であり、事業実施状況は次のとおりである。

ア 精英樹等次代検定事業

気象害抵抗性等苗木の遺伝的特性及び環境適応性を把握するため、180箇所の成績調査及び24箇所の材質調査を実施した。

イ 多様な優良品種育成推進事業

地域の森林に対するニーズに適した森林整備、林業の経営目的に適合した多様な品種の育成を推進するため、交雑育種推進事業を5カ所行うとともに優良広葉樹育種推進事業を37カ所実施した。

ウ 東北地方等マツノサイセンチュウ抵抗性育種事業

東北地方において、マツノサイセンチュウに対する抵抗性品種の育成を図るため、4,150本の接種検定及び0.2haの採種園造成を実施した。

エ 育種母樹林整備事業

林木育種の効果をさらに高め、遺伝的素質のより優れた育種苗を早期に実用造林に供し、もって林木の生産性の向上及び森林のもつ公益的機能の高度発揮を図るため、次代検定林調査データ等の解析結果に基づいて170haの採種園・採穂園の改良を実施した。

(4) 種苗生産事業

健全で優れた森林造成を計画的に推進するためには優良な種苗を計画的かつ安定的に確保することが重要である。

このため、次の事業を実施した。

ア 採取源整備運営事業

(ア) 普通母樹林等整備推進事業

林業種苗法に基づき指定した採取源等について都道府県が保護又は管理の指導及び種子の結実状況調査等を行うとともに、カメムシ類の被害を防ぐため袋掛け防除を実施する事業である。10年度は補助金額826万3千円で実施した。

(イ) 普通母樹林等整備運営事業

造林事業を計画的に推進するためには優良な種子を安定的に確保する必要がある。

このため、都道府県が指定採取源等から種子の採取を行うとともに採種園において、着果結実を促進するためのジベレリン散布等を行う事業である。10年度は補助金額5,261万6千円で実施した。

イ 苗木生産・流通対策等事業

林業種苗法に定められている林業用種苗の表示・証明制度を適正に実施するため、都道府県が表示監督検査、表示証明制度運営協議会の開催及び苗畑調査を行う。また、林業用種苗の安定的な生産と適正な流通を確保して、造林事業の円滑な推進を図るため、都道府県が需給実態調査及び需給調整協議会の開催等を行うとともに、環境緑化木の需要に對して的確な供給を確保するためには生産の安定と円滑化を図る必要があることから、都道府県が需給の実態調査及び需給連絡協議会の開催等を行う事業である。10年度は補助金額381万円で実施した。

ウ 苗木生産技術向上・経営合理化推進事業

(ア) 種苗生産省力化等推進事業

多様な森林整備に対応した多種多様な種苗の安定的、効率的生産体制を確立するため、苗木生産の省力化の推進、後継者の育成を行う事業である。10年度は補助金額1,147万3千円で実施した。

(イ) 抵抗性マツ供給実用化モデル事業

抵抗性マツの安定的供給の確保を行う事業である。10年度は補助金額235万7千円で実施した。

エ 苗木生産流通安定対策事業

優良な林業用種苗の需給の安定を図るため、種苗生産団体が広域需給調整、計画生産、生産調整等の推進を総合的に行う事業である。10年度は補助金額810万6千円で実施した。

オ 特別母樹林保存損失補償

林業種苗法に基づき指定した特別母樹林は、伐採の制限を受けており、私有林については指定を受けた森林所有者に対し、通常受けるべき損失を補償している。10年度は1,074万2千円を補償した。

2 基 盤 整 備

(1) 林道関係事業

林道事業は林業基本法（昭和39年法律第161号）第10条の規定による「森林資源に関する基本計画」及び森林法（昭和26年法律第249号）第4条の規定による「全国森林計画」に基づき、民有林の生産基盤を整備する目的で実施している。

ア 林道開設事業

(ア) 広域基幹林道

森林の多面的機能の発揮が期待される広域な森林地域を開発管理する骨格的林道である。

起点、終点は国・県道等に連結し、地域内の集落、林業団地、森林景勝地、市場等を結ぶことによって、林業労働力を有効に活用しつつ、分散している林業団体の広域化、組織化による生産性の向上及び健全な森

林管理による水資源のかん養と森林レクリエーション機能の発揮のほか、併せて山村地域の振興等を目的とする林道である。

(イ) 普通林道

a 普通林道

広域基幹林道を補完して、直接林業経営に必要な林道で、森林施業の効率化等に効果を発揮するものである。

b 森林造成林道

森林の造成（間伐、複層林施業推進、特定保安林緊急整備、森林災害等復旧、特定森林施業推進）を目的とする林道である。

イ 林道改良事業

この事業は車輛の大型化、重量化等に伴い、開設当時の構造・規格では対応できなくなった既設林道について、輸送力の向上と通行の安全確保を図るため、その局部的構造の質的向上を図るほか、自然環境の保全等、最近の社会的要請に対応するよう整備するものである。

(ア) 事業内容

a 橋りょう改良, b 局部改良, c 雪害防止, d ずい道改良, e 幅員拡張, f 法面保全, g 山火事防止, h ふれあい施設整備, i 交通安全施設, j 災害避難施設, k 林道情報伝達施設, l 自然共生施設

ウ 高密度林道網整備事業

この事業は、国産材時代の実現に向けた低コスト林業の確立に資するため、高性能林業機械作業システムに適した林道網の整備を早急に促進するとともに、トラクタ、集材機等在来型の林業機械を用いた効率的な森林施業の実施に必要な林道網の整備を促進することを目的とした事業である。

(ア) 事業内容

a 事業実施区分

(a) 高密度林道網整備事業

高性能林業機械等の効率的な稼働に適した高密度な林道網を総合的に整備する。

(b) 林内路網機能強化事業

既設作業道等の林道への改修及び連絡線形にするための開設を一体的に進め、林道のネットワーク化を促進する。

b 事業の種類

(a) 高密度林道網整備全体計画調査

採用する高性能林業機械等の効率的な稼働等に適した地域全体の路網計画の策定

(b) 広域基幹林道整備事業

(c) 普通林道整備事業

(d) 施業林道整備事業

地形、地質に馴染んだ線形の採用等従来の林道よりも比較的安価に開設できる林道の整備

(e) 作業ポイント整備事業

高性能林業機械等による伐木造材、集運材等広範な作業に利用できる用地及び取り付け道等の整備

エ 調査事業

近く開設を予定している広域基幹林道等のうち、事業規模の大きい路線及び路線位置・線形・開設効果・工法等に特に留意する必要がある路線について事業実施に先立って調査し、経済的・合理的な路線計画を決定し、事業計画に万全を期すため、路線調査等を行っている。

また、民有林林道に関連する諸問題を解明するため、各種調査事業を実施している。

オ 農林漁業用揮発油税財源身替林道整備事業

農免林道整備事業（略称）は、林業用機械が消費する揮発油の税額に相当する財源をもって、昭和41年度から峰越連絡林道の開設を、また、昭和46年度から舗装事業を実施している。

(ア) 峰越連絡林道事業

この事業は、民有林、国有林の既設林道と他の既設林道又は公道等との相互間を峰越し等により連絡し、市場距離の短縮、林業経営の合理化、さらには農山村地域の振興を図るための林道を開設するものである。

(イ) 林道舗装事業

この事業は、林道の機能向上を図り、農山村地域の環境の改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため既設林道を舗装するものである。

カ 林業地域総合整備事業

この事業は、林業生産性の向上と林業従事者の定住の促進及び山村地域の活性化に資するため、林道等の林業生産基盤と一体的に豊かな森林資源を活用し、都市と山村の交流の促進等を図りつつ、立ち後れた山村地域の生活環境基盤の整備を総合的に行うものである。

(ア) 事業実施区分

a 林業集落定住基盤整備事業

中山間地域において林業従事者等が定住できる健全な山村の生活環境の整備を重点的に実施する事業であり、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、b、c及び必要に応じてhの事業を実施するものである。

b 林業地域環境整備事業

山村地域の過疎化、高齢化の深刻化等に対処するため、立ち後れた生活環境整備を特に重点的に実施する事業であり、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、b、

cの事業を必須事業として実施するものである。

c 林業集落生活基盤緊急整備事業

山村地域の生活環境の改善、水源地域の水質の保全を図るため、林業集落を対象とした用排水施設の整備を重点的に実施する事業であり、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、bの(a)、cの(a)、(b)、(c)及び(d)の事業を実施するものである。

d フォレストアメニティ整備事業

森林レクリエーションや教育文化活動に適した優れた森林資源を有する地域において、フォレストアメニティ(森林公園)施設の整備を重点的に実施する事業であり、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、b及びdの事業を必須事業として実施するものである。

e 森林コミュニティ整備事業

森林の多目的利用が可能な地域を対象に、都市と山村の交流促進による山村の活性化を目的とした滞在施設等の基盤整備を重点的に実施する事業であり、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、b及びeの事業を必須事業として実施するものである。

f 流域林業推進モデル事業

流域を単位として、林業生産基盤、大規模な流通・加工施設の集中的整備を行うとともに、周辺山村の立ち後れた生活環境の整備を実施する事業であり、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、b、c及び必要に応じてa、eの(a)の事業を実施するものである。

g ファミリー・フォレスト整備事業

都市住民(家族等)が契約によって森林づくりを行う地域において、その基盤となる林道や交流促進施設等の整備を行う事業で、(イ)(事業内容)に掲げる事業のうち、b及びfの事業を必須事業として実施するものである。

(イ) 事業内容

a 林業地域総合整備事業全体計画調査

本事業の円滑な推進に資するための全体計画調査

b 生産環境基盤整備事業

(a) 林道整備事業

林業の生産性を高め、林業経営の近代化、合理化を図るために必要な林道を整備する事業

(b) 林業施設用地整備事業

合理的な林業経営の実施に必要な林業用施設の用地を整備する事業

(c) 作業ポイント整備事業

国道、都道府県道、市町村道及び林道について、高性能林業機械等による効率的な林業生産活動に資するための林業生産基盤を整備する事業

c 生活環境基盤整備事業

(a) 集落林道整備事業

林道を補完し、林業生産活動に供するとともに併せて山村の生活環境の改善に資する集落林道を整備する事業

(b) 用水施設整備事業

林業経営及び集落の用水に必要な施設を整備する事業

(c) 林業集落排水事業

林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業

(d) 排水施設整備事業

林業経営及び集落の排水に必要な施設の整備を実施する事業

(e) 用地整備事業

平地の乏しい山村の特性にかんがみ、地域林業の発展、山村の生活環境の改善及び活性化に必要な公共的な施設の用地を整備する事業

(f) 融雪施設整備事業

積雪地域における林道及び集落林道の冬期の通行の確保を図るために必要な施設を整備する事業

(g) 林業集落内健康増進広場整備事業

林業集落において林業者等の労働環境整備を目的とした健康増進のための広場を整備する事業

(h) 林業集落内防災安全施設整備事業

林業集落の防災安全のための施設を整備する事業

d 交流促進施設整備事業

(a) アクセス林道整備事業

林道を補完し、森林やフォレストアメニティ(森林公園)施設へのアクセスのための林道を整備する事業

(b) フォレストアメニティ(森林公園)施設整備事業

フォレストアメニティ(森林公園)内に必要な各種施設を整備する事業

(c) 森林利用施設等用排水施設整備事業

森林利用施設及び併せて利用可能な周辺集落を対象とした用水又は排水に必要な施設を整備する事業

(d) 林道沿線修景施設整備事業

フォレストアメニティ(森林公園)内及びその周辺の林道沿線並びに林道の路側・法面に修景施設を整備する事業

e 滞在施設整備事業

(a) 滞在施設基盤整備事業

公営の宿泊施設や山村留学施設等の滞在施設に係る用地及び用排水施設等を整備する事業

(b) 森林コミュニティ環境整備事業

滞在施設周辺の生活環境の整備を図るために花木の

表2 平成10年度民有林林道事業当初予算（通常分＋特別枠分）

区 分		延長	km	事業費 千円	国費 千円
森 林 保 全	林 道 開 設 事 業		721	91,583,587	46,084,086
	広 域 基 幹 林 道		355	54,752,568	27,744,000
	普 通 林 道		366	36,831,019	18,340,086
	林 道 改 良 事 業			2,893,333	1,348,000
	高 密 度 林 道 網 整 備 事 業	(21地区)	46	3,710,705	1,840,000
	調 査 事 業			62,914	62,914
農 免 林 道	後 進 地 域 補 助 率 差 額				3,414,000
	小 計	(21地区)	767	98,250,539	52,749,000
	農 免 事 業	(304km)	6	9,694,273	4,423,000
	峰 越 連 絡 林 道		6	771,273	393,000
	林 道 舗 装	(304km)		8,923,000	4,030,000
	後 進 地 域 補 助 率 差 額				70,000
森 林 環 境	小 計	(304km)	6	9,694,273	4,493,000
	林 業 地 域 総 合 整 備 事 業	(223地区)	247	39,230,671	20,834,684
	調 査 事 業			9,316	9,316
	後 進 地 域 補 助 率 差 額				166,000
	小 計	(223地区)	247	39,239,987	21,010,000
	合 計			147,184,799	78,252,000

(注) 農免林道の延長欄の()は舗装延長。

植栽、広場、遊歩道、駐車場等を整備する事業

f ふれあい環境基盤整備事業

(a) ふれあい林道整備事業

森林づくりの効率的な実施を目的とする比較的安価に開設できる林道を整備する事業

(b) 森林づくり施設整備事業

森林づくりのための施設を整備する事業

g 森林整備事業

山村の生活環境の一層の整備を進めるため、集落周辺の森林の整備（森林整備、作業路等）及び修景林整備を実施する事業

h 特認事業

林野庁長官が特に認めた事業

(2) 林道施設災害復旧事業

災害による既設林道の機能の停止は、林産物の搬出及び民生安定に大きな影響を及ぼすため、被災した林道は、できるだけ早急に復旧することとしている。平成10年度末現在の復旧進捗は、8年災は100%完了、9年災は98%、10年災は85%であって、これに要した国費は表3のとおりである。

表3 10年度林道施設年災別災害復旧事業内訳

区分	全体国費 (改国費)	10年度国費	(単位：千円) 10年度まで 国費累計
8年災	7,699,227	162,742	7,738,353
9年災	21,666,859	4,399,427	21,198,268
10年災	28,631,444	24,338,680	24,338,680

なお、10年の被害額は432億57万円で、その内訳は表4のとおりである。

表4 10年災内訳

主な災害名	箇所数	被害額 (単位：千円)
融雪災	46	172,770
豪雨災	3,932	12,108,585
梅雨災	2,883	12,216,942
台風災	6,480	17,582,125
その他災害	21	1,120,143
合 計	13,362	43,200,565

(3) 流域総合間伐対策

平成10年度から「水土保全森林緊急間伐対策」を創設し、公共事業と非公共事業の組合せにより重点的な間伐を実施するとともに、間伐等森林整備に必要な路網の整備等関連事業との連携を図って総合的な間伐対策を実施した。

ア 水土保全森林緊急間伐実施事業

公益的機能を高度に発揮させる必要のある森林が一定規模以上存在する市町村において、間伐及び林道の整備を重点的に実施した。

イ 水土保全森林緊急間伐対策事業

公共事業における間伐の重点実施と併せて、集団的な間伐を実施するために必要な、高能率の林業機械の導入及び基幹作業道の整備を実施した。

ウ 間伐等森林整備促進緊急条件整備事業

市町村森林整備計画に従った間伐等森林整備を促進するため、これに必要な林道の開設、改良、舗装、作